

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和6年4月22日(月)
午後1時30分～午後2時00分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
協働推進部長	田 中 壽 紀
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	岩 井 俊 明
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
まなび文化課長	村 尾 剛 志
総務課副課長	後 藤 幸 功
学校教育課副課長	西 山 晋 作
学校給食センター次長	松 川 寛 之

書 記	総務課庶務担当長	小野佳代子
-----	----------	-------

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第1号 専決処分の報告について（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解
嘱及び委嘱）

報告第2号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の解嘱及び委

嘱)

報告第3号 専決処分の報告について(丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命)

報告第4号 専決処分の報告について(丸亀市立学校運営協議会委員の任命)

報告第5号 専決処分の報告について(丸亀市立小・中学校教務主任等の任命)

報告第6号 専決処分の報告について(丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命)

報告第7号 専決処分の報告について(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱)

報告第8号 専決処分の報告について(丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱)

報告第9号 専決処分の報告について(丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱)

議案第2号 丸亀市教育研究所研修員の任命について

議案第3号 令和6年度中学校教科用図書採択基準について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。井下 由美委員、福田 康知委員

7 議事の概要

午後1時30分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第11条第1項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、議案第3号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第1号 専決処分の報告について

(丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱)

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和6年4月1日付けの人事異動に伴い、市立小学校長の代表等3名から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したため、丸亀市教育長に対する事務委任等

規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第2号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員について、令和6年3月31日をもって3名の委員から辞任届が出されたため解嘱し、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱するとともに、1名が令和6年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和6年4月1日から2年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき、教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第3号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市教育研究所条例施行規則第5条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委員会委員が、令和6年3月31日をもって任期満了となりましたので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和6年4月1日から1年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第4号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第8条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会委員が、令和6年3月31日をもって任期満了となりましたので、市立学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和7年3月31日までの1年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校の管理運営に関する規則第 15 条から第 20 条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う変更がありましたので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間、任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 6 号 専決処分の報告について

（丸亀市立学校における共同学校事務室の室長・副室長の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、令和 6 年度からの丸亀市立学校における共同学校事務室の設置に伴い、丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、室長・副室長を任命したので丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

統括室長についての説明を願う。

〔学校教育課長〕

統括室長は丸亀市全体の共同学校事務室を統括する職務である。

〔教育長〕

副室長のグループ名、東・西・南、飯綾はこれまでと同じか。

〔学校教育課長〕

これまでのグループと同じである。

〔委員〕

統括室長の手当はつくのか。

〔学校教育課長〕

特に手当はつかない。

〔委員〕

手当をつけてあげればいいなと思う。

〔教育長〕

県教委に伝えておく。

報告第 7 号 専決処分の報告について

（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔学校給食センター所長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市学校給食センター条例第 4 条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会の委員のうち、令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、市立幼稚園・こども園長代表等 4 名から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔まなび文化課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和 6 年 3 月 31 日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市社会教育委員の設置に関する条例に基づき委嘱している社会教育委員に関し、丸亀市小中学校校長会より推薦委員の変更の報告があったため前推

薦者を解嘱し、その残任期間について、専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第2号 丸亀市教育研究所研修員の任命について

〔学校教育課長〕

丸亀市教育研究所研修員の任命につきましては、丸亀市教育研究所条例施行規則第3条の規定に基づき任命している教育研究所研修員が、令和6年3月31日をもって任期が満了となりましたので、各種団体からの推薦等に基づき、新たに研修員を任命するものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は令和6年3月20日から4月15日までで、13件の後援申請があり、うち2件を不承認、2件は取り下げとし、9件を承認している。このうち新規の申請2件。

No.05169「看護」を知ろう 看護の日は、香川県看護協会第5支部が主催し、丸亀市市民交流活動センターマルタスで5/11に開催されるもので、5/12看護の日を地域の皆様に広く知っていただき、看護の心を身近に感じていただくことを目的に、助産師によるベビーマッサージ、看護師によるお仕事紹介などを無料で実施するものである。

No.06001「ドキュメンタリー映画&後援『利他の心が響き合う世の中を目指して』」は、RITA学園高校学校が主催し、四国学院大学光風館で5/26に映画の上演と講演会を、無料で実施するもの。これらの後援申請は、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認している。

なお、不承認の1件は、「謎解きアドベンチャー」で、コードアドベンチャー香川が主催する謎解きイベントであるが、売名又は会員等の勧誘を目的とし、または勧誘につながる恐れがあるものとして不承認とした。また、「重機体験&医療体験 With マルシェ」は、RITA学園高校学校が主催するマルシェなどのイベントであるが、マルシェ各店舗の売名につながる恐れがあることと、利益が発生することから教育委員会が後援を行うことが不適当と認めるものとして不承認とした。

〔教育長〕

不承認の2件について、先方への連絡は終わっているのか。

〔総務課副課長〕

終わっている。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

議案第3号 令和6年度中学校教科用図書採択基準について

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時00分